

既設装置の給水装置認定取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存の井水装置（以下「既設装置」という。）を佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号）第3条第1項に規定する給水装置（以下「装置」という。）として再使用する場合の取扱いについて定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 装置として再使用ができる既設装置は、次に掲げる要件のすべてに適合しているもの、又は適合するよう取替により改善されたものでなければならない。

- (1) 使用している給水管及び給水用具の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第1項に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであること。（平31施行令一部改正）
- (2) 材質及び構造による水質汚染又は老朽化による漏水のおそれがないものであること。
- (3) 当該装置以外の水管その他の設備等と完全に切り離されているものであること。

(認定基準)

第3条 装置としての認定は、給水装置工事検査要綱に基づく工事検査により前条に規定する要件を満たしていると認められる場合に行うものとする。

(申込み及び申込書の記載)

第4条 認定の申込みは、佐倉市水道事業給水条例施行規程（平成10年佐倉市水道部管理規程第1号）第2条の規定により行うものとし、申込書の記載は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 配管図における表示について、既設装置を再利用する部分は点線、再利用しない部分は二重点線で表示するものとする。
- (2) 使用材料の管種、口径及び延長は、既設装置及び新設する装置のすべてを記載するものとする。
- (3) 使用材料は、既設装置材料と新設装置材料を区別して記載するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月21日決裁 佐水給第191号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。